

家畜人工授精所の管理番号：

家畜人工授精所の名称及び所在地：

譲渡・譲受等した年月日	家畜受精卵を生産した家畜人工授精所の管理番号	家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						

備考

- 1 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受し、廃棄し、又は亡失した年月日を記載するとともに、亡失した場合にあっては、その亡失の事実を知った日を記入し、亡失したものが見つかった場合は、当該亡失の記録の備考欄にその旨記載するなど、亡失したものが見つかったことが分かるように記載すること。
- 2 年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。
- 3 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、2を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方を記載すること。（例：自家利用の畜産農家、学術目的など）
 - 1 有
 - 2 無
- 4 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 譲渡
 - 2 譲受
 - 3 廃棄
 - 4 亡失
- 5 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要なときに速やかに照合できるよう記録すること。
- 6 「家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号」の欄において、当該記載に係る家畜受精卵を収めた容器に、家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号ではなく、第42条第1項第2号ロ及びハが表示されている場合は、これらを同欄に記載すること（名前を記載する場合はカタカナで記載する。）。

記載要領

整備義務者：家畜人工授精所開設者

記載内容：特定家畜人工授精用精液等（受精卵）に係る譲受・譲渡等の記録

※特定家畜人工授精用精液等：和牛及び和牛間交雑種の精液・受精卵

(1) 譲渡等記録簿へ記載が必要な事象

他者との取引により人工授精所で保管する特定精液等の保管数量に増減が生じる事象全てが記載対象です。

- ・特定精液等の購入・販売（無償譲渡も含む）
- ・特定精液等を他者の飼養する雌牛へ人工授精・受精卵移植した場合
- ・他者から管理の委託を受けた特定精液等の搬入・搬出

※自家利用は記載不要（他者が関わらないので記載不要）

※技術供与は記載不要（保存数量に影響しないので記載不要）

(2) 譲渡等記録簿の一部を代替できる書類

譲渡等記録簿の記載内容を満たす書類は、譲渡等記録簿の一部と見なすことができ、当該書類に係る事項は、譲渡等記録簿に別途記載する必要はありません。

一部代替できる書類	代替できる内容
家畜人工授精簿	譲渡 (他者の飼養する雌牛への人工授精・受精卵移植)
購入・販売時の納品書等	譲受・譲渡

※上記書類で、特定精液等に係る全ての譲渡・譲受を網羅できる場合は、改めて譲渡等記録簿を整備する必要はありません。

(3) 譲渡等記録簿の保存等

- ・譲渡等記録簿の保存年限は10年間です。
- ・他の書類を譲渡等記録簿の一部とする場合は、当該書類も10年間保存することになります。譲渡等記録簿として速やかに参照できるよう、適切に保管していただけますようお願いいたします。

(4) 譲渡等記録簿の記載方法

(表の上の記載)

- ・管理番号、名称、所在地を記載してください。

(表の記載)

譲渡・譲受等した年月日	譲受・譲渡等を行った年月日を記載します。
家畜受精卵を生産した家畜人工授精所の管理番号	受精卵を封入しているストローに記載されている授精所の管理番号を記載します。
家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号	受精卵証明書に記載されている受精卵証明書番号を記載します。 一度に2本以上の譲受等を行う場合は連番等で記載することができます。 (記載例) 1001-1021, 1025
譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	取引相手の授精所の開設の有無について記載します。 1：有 2：無 別途顧客リストを作成し、開設の有無を整理することで代替できます。
譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名（名称）・住所	顧客リストを作成する場合は、顧客リストを速やかに参照できるよう記載してください。
譲渡、譲受等の内容	譲受・譲渡の区分について記載します。 1：譲渡 2：譲受 3：廃棄 4：亡失 ・他者の飼養する雌牛に授精師が所有するストローを用いて人工授精・受精卵移植を実施した場合は「譲渡」に該当します。
備考欄	亡失したものが見つかった場合は、当該亡失の記録の備考欄にその旨を記載します。

(5) 台帳検査での整備状況の確認

・譲渡等記録簿は、授精所で整備する帳簿であり報告書類ではありませんが、県が実施する台帳検査で、整備状況を確認させていただきます。